

労働委員会規則の一部を改正する規則（案）に関する意見募集の結果について

令和 3 年 2 月 1 日
中央労働委員会事務局総務課

令和 2 年 12 月 3 日（木）から令和 3 年 1 月 4 日（月）までの間、労働委員会規則の一部を改正する規則（案）について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、本件に関して計 2 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれらに対する考え方につきまして、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。なお、御意見については、本意見募集の対象となる事項についてのみ、適宜要約して掲載しています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	不当労働行為救済申立て事件において、手続の進行に支障をきたしていた。速やかに制度を整備すべき。	承った貴重な御意見を今後の労働委員会運営の参考とさせていただき、適切な運用に努めてまいります。
2	緊急事態宣言がされた場合等の事情が存在するのであれば、やむを得ない。	